

上田俊蔵・林勇蔵往復書簡

野口喜久雄

榧実及び榧蠟は西日本の特産物であった。榧の栽培は一八世紀の三、四〇年代を期して本格的となった。それに伴って栽培技術も著しく発達し、同世紀後半に至り、筑後その他で数々の優良品種が生み出され、各地へ伝えられて行った。豊前国宇佐郡上田村の上田俊蔵（春莊）も一九世紀初頭より大功房種・松山種の苗木の生産に励んでいたが、その過程で彼自慢の群鳥（むれがらす）種を作り出し、近隣に広めた。

丁度その頃、萩藩で藩政改革が行なわれ、その一環として勸農産物方が設けられて産物取立政策が実施された（安政三年、一八五六年）。その政策の一つの柱となったのは榧栽培の拡大と榧蠟の専売制であり、この事業推進の中心的人物は小郡宰判勸農産物御内用懸となった林勇蔵であった。林勇蔵等は安政五年より上田俊蔵と接触し、群鳥種を導入することになった（以上の事情については拙稿「榧樹栽培の発達と優良品種の伝播」―九州大学教養部「歴史学・地理学年報」第1号一九七七年―を参照されたい）。

以下に紹介するのはその時の上田俊蔵と林勇蔵等との往復書簡九通及び受取証四通である。林勇蔵等の優良品種導入の熱意は幕末の豪農の生産者としての側面を生々しく伝えて興味深い。このうち、一及び二は林文書（山口県文書館蔵）「勸農御内用諸控」、他は同「勸農江戸方御内用一件」に収められているものである。

一 林勇藏宛上田俊藏書状（写）

如貴仰未得御意候所、益御安泰可被成御座、奉大賀候ニ、当方無異、乍憚御安氣可被下候。然者、櫛御仕立ニ相成候由ニ付、
当方仕立之内、桜嶋接苗式、三百本、明春舟木幸便ニ差上候様被仰下、尚又御使御口上方も細敷承り候間、いつれ明春幸便有
之候間、一同差出候様仕度、乍併、此節接込之事ニ而、当年之活付方如何ニ相成候哉、未夕得と相成兼候へ共、いつれ式三苗
位は出来可申と奉存候。い才は利右衛門殿方御聞取可被下候。先は貴答迄如此御座候。早々頓拜。

（安政五）

九月十九日

林 勇藏様

上田俊藏

(1) 大隅国桜島で作りに出された品種であろう。大藏永常は「農家益」に桜島に小川種があったと記しており、「鹿児島県史」第二卷は、明和

頃に平右衛門種・正左衛門種が出来たとする。

(2) 馬防国船木宰判高泊村の作花理右衛門と上田俊藏との間に取引があった。後出の小

馬屋利右衛門船が船木・中津（豊前国）間を往来している。

二 上田俊藏宛林勇藏書状（控）

一筆啓上仕候。益御勇健可被成御渡、珍奉遠察候。扱者、過日始而及御文通候通、（つゞ）近年、樹芸ニ心を寄、櫛仕立方之仲間七
、八人御座候ニ付、尊音之後、尚御秘書頂戴被仰付候通披露仕候所。分御手制之上実披露仕候所、（製）いつれも奉感伏候。仍而明
早春ニは、私共罷出、直々御講釈承度、就而ハ御仕立之苗御撰（撰）之分、凡三百本御所望申上置候所、何卒千本程御手当ニ成立被
遣候様、臥而奉頼上候。当春船木江御送り之苗木之内、少々種類違も御座候由、何卒群鳥御手制上品斗、御手当奉頼上候。右
御頼申上度、先日御念比ニ御秘書頂戴、御礼を申上度、如此ニ御座候。其内随分時季御厭専一之御義奉頼候。何も来早春罷出

可申候、可申上候。恐惶謹言。

安政五年十一月朔日

防州小郡

林 勇藏 (花押)

豊前国宇佐郡上田村旨

上田俊藏様

(3) 櫛の栽培法や群鳥種の宣伝をしたるものと思われる。これらを後にまとめて刊行したのが「櫛育口伝試百ヶ条」(万延元年初板、文久元年再板)である。(4)云うまでもなく俊藏自慢の群鳥種の実である。「群鳥式十ヶ年已前私方に豊本育ち誠に群鳥之諸木に泊り居る如く見事尤老房大成ハ壹斤も有之私方にて名付」(「櫛育口伝試百ヶ条」)。

三 林勇藏宛上田俊藏書状 (写)

一筆啓上仕候。向寒之節御座候所、益御安泰奉賀候。然者、先月朔日御仕出御手簡、同十三日中津ノ飛脚を以尚急拜見仕、直ニ其人ニ返書相認渡候所、今以相届不申哉。先月当村之者大坂ノ帰着之砌、其御地ニ而商人江暫時道列ニ成、上田村之ものと申候へは、私方江先月御状御出被成置候所、相届候哉(判)識り兼、御再書御出可被成筈之所、幸便と申、御伝書之趣具ニ承り、依之当秋御越之利右衛門殿宛持せ申候。則千本手当仕置候所、聊之苗、態々御取越之舟御差向被成候義御費立候間、当方ノ明二月初比ニ、船木江送り候便船ニ差上候様仕度。若明早春御高来ニも相成候ハ、何卒其前方正月末、御着に相成候ハ、苗木御覽之上荷造等も仕度否哉、御思召之程其内幸便共御座候ハ、御しらせ被下候。若幸便無之候ハ、舟木行一同ニ差送候間、左様御含置被下候。先は荒々可得貴意候。尚其内時季御厭専一奉存候。恐惶謹言。

(安政五)

十二月七日

上田俊藏

林 勇藏様

尊下

四 上田俊藏金子受取証（写）

覚

一、金貳拾兩

刎包俣不改

右之通、慥預り置申候。已上。

（安政六）

未正月廿三日

上田俊藏

林 勇藏様

五 上田俊藏金子受取証

覚

一、泊り苗千五百四拾五本

代銀壹貫八拾壹匁五分

但七分かへ

一、人足七人

此賃拾四匁

一、絶大小代三匁五分

一、草薬十五わ 代壹匁三分

一、山苔代貳匁貳分

一、壹貫百貳匁五分

内

金拾七兩 是は今廿一日廿兩預り

代銀老貫百五匁 但六拾五匁かへ

差引式匁式分過

此札三匁八分返

○是ハ廿八日御便ニ而戻ス

外金貳歩

是は櫛苗舟木行船頭へ心付可然御取計可被下候。

右之通代銀受取此高相済申候。以上。

(安政六)

正月廿四日

林 勇藏様

上田俊蔵

六 上田俊蔵宛高井三郎助・部坂嘉兵衛・秋本源太郎・林勇蔵書状(控)

一筆啓上仕候。其後ハ御尋も不得御意候得共、御笑家様御勇健可被成御暮、珍重奉存候。爰元いづれも無別条罷居申候間、乍
憚御休意可被遣候。明春裁之群鳥苗泊り接之分式千本、御手当可被遣候。御疎ハ無御座候得共、何卒正真之群鳥御撰之程、幾
重ニも奉頼上候。い細之儀ハ、小鳥屋利右衛門差越申候間、其者ハ被聞召上可被下候。右御頼、御聞見舞旁如此御座候。其内
天時御保護專一ニ奉存候。恐惶謹言。

(安政六)

五月三日

高井 三郎助(6)

林 勇 蔵

部坂嘉兵衛

秋本源太郎

上田俊蔵様

林 勇 蔵

(5) 枝先に接ぐ方法をいう。 (6) 小郡宰判江輪村百姓。当時、勸農産物江戸方御内用懸。

七 林勇蔵・秋本源太郎・部坂嘉兵衛・高井三郎助宛上田俊蔵書状(写)

御手簡忝拝見仕候。如仰其後は御遠々敷罷過候所、御揃益御安慶之旨、奉珍喜候ニ、当方無異、乍憚御安氣被下候。然者、明春御栽付ニ被成候群鳥泊り接式千本、手当仕置候様被仰下、忝承知仕候。扱又、当春御植付ニ相成候苗多分植枯之趣、甚以氣之毒奉存候間、明春は能取調(而)へ候間、入替上候様可仕候。右は彼岸過、接穂之先(委細)少々宛、芽ヲ出候様之砌、差上申度、左ニ無之而は何分性合調へ兼候。い才は小嶋屋氏へ御申談置(而)間、御聞置被下候。先は貴答迄如斯御座候。尚、其内時季御保養專一存候。恐惶謹言。

(安政六末)
五月十二日

上田俊蔵

林 勇 蔵様

秋本源太郎様

部坂嘉兵衛様

高井三郎助様

八 林勇蔵・部坂嘉兵衛宛上田俊蔵書状

如貴仰未秋暑退兼候所、御揃益御安泰可被成候儀之旨、奉大悦候ニ、当方無異、乍憚御放念可被下候。扱此度、松田又兵衛殿

(委細)
 差向被下、い才承り候所、小嶋屋氏江談置候群鳥穗⁽⁷⁾五百本之外、増五百本御調被下候様、被仰聞候へ共、敢早私方ニも先日迄
 ニ接仕舞相成、御地へ備へ候苗五百本斗リニ而、別家当りも同様接方ニ相成候間、漸別紙之通差上候間、い才は松田氏^(委細)の御聞
 置被下候。且明春式千本之所は手当仕置候へ共、活付如何ニ相成候哉、睨ト難申上候へ共、先御約定ニ付、貴慮待候て相濟候
 上ニ無之而ハ、脇方へは放し不申候。且、当春接立之大功房は式千本程有之候間、若御入用共ニ候ハ、差上可申候。追便、
 御入用ニ候ハ、御しらせ被下候。御入用無之事ニ候ハ、御報ニ及ひ不申候。先は貴答迄如此御座候。早々頓拜。

(安政六)

未八月廿一日

上田俊蔵

林 勇 蔵様

部坂嘉兵衛様

(7) 群鳥種の接ぎ穂。(8) 豊前国中津の在、原井村に住む寺僧が七度接ぎかえて作り出した品種で、実の肉が厚く、核が小さい。筑後国生
 葉郡龜王村の竹下周直が作り出した松山種と並ぶ銘種の一つである。

九 上田俊蔵銀子受取証(写)

覚

一、群鳥櫃七百三拾五本

代銀百拾匁式分五リ

右之通、代銀隨受取申候。已上。

(安政六)

未八月廿一日

上田俊蔵

御使

松田又兵衛殿

一〇 林勇藏宛上田俊藏書状(写)

一箇啓上仕候。秋冷弥増候所、御揃益御安泰奉珍喜候ニ、当方無異、乍憚御放念被下候。然者、明春御送りニ相成候頃合、被仰聞候所、いつれ彼岸跡先よろしく、其御積ニ而御差向被下度、い才小嶋屋氏へも委敷申述置候。先は可得貴意迄如斯御座候。恐惶謹言。

(安政六未)

九月十七日

上田俊藏

林 勇藏様

尊下

一一 林勇藏・秋本源太郎・高井三郎助・部坂嘉兵衛宛上田俊藏書状(写)

当月三日御仕出之御手簡、同六日着、拜見仕候。如仰追々暖和相越候所、先以御揃益御安泰被遊御座、奉大悦候ニ、当方無異乍憚御放念可被下候。然者、兼而御約定仕置候櫛苗為御取越、兩人御差向ニ相成候ニ付、別紙目六之通引渡、代銀受取忝奉存候。右は昨年之苗大造損候由ニ而、当年は老本毎ニ念ヲ入、再応相改メ、疋付・虫痛は勿論、劣り苗ハ不残相除ケ、三割も撰出ニ相成、大ニ迷惑之至ニ候へ共、昨年損之替リト思ひ候。尚又、当春之長雨ニ而、正月末迄も不難ニ活付候接穂、半分余も腐、相残り候分等も勢ひ悪敷、御思召ニも御叶申間敷哉と奉存候。い才は御使方御聞置可被下候。且正月御仕出御手状、追々相届申候。且又、明春群鳥接苗千本御注文被下忝奉存、御手当仕置候。尚又、穂本千四、五百本御入用之由ニ候へ共、私方江

は引たり不申候間、御用立出来兼、尤村内へは少々宛所持のものも有之候へ共、右は何程出来候哉、其節ニ至リ不申而は訳リ兼若無之節は、折角遠方御人遣ニ相成候而も、氣之毒ニ奉存候間、此段は御断申上置候。先は貴答迄如斯御座候。尚、其内御保養專一に奉存候。恐惶謹言。

(安政七)

三月十二日

上田俊蔵

林 勇 蔵様

秋本源太郎様

高井三郎助様

部坂嘉兵衛様

次第不同

追啓、不思寄之所、結構成御国産之白魚籠入、沢山御恵被成下、毎度御厚志之程奉恐候。誠ニ初而拝味仕、別家共へも配分仕候所、大ニ悦、厚御礼申上呉候様申出候。以上。

一二 上田俊蔵銀子受取証(写)

覚

一、群島泊苗貳千四拾五本

壹本

代銀壹貫四百三拾壹匁五分

七分

一、大功房三年物六拾本

壹本

代銀四拾五匁

七分五リ

一、同泊り式百本

代銀百三拾匁

壹本
六分五リ

小以壹貫六百六匁五分

外拾三匁八分

繩俵代

同三拾三匁壹分五リ

人足賃

合銀壹貫六百五拾三匁四分五リ

外二五匁

駄賃荷追払

合壹貫六百五拾八匁四分五リ

右之通、代銀受取相済申候。 己上。

(安政七)
申三月十二日

上田俊蔵

林 勇蔵様

御使

小嶋屋利右衛門殿

一、群烏穂六百三拾本

代銀九拾四匁五分

壹本
一分五リ

正銀
二口合壹貫七百五拾貳匁九分五リ

右之通、代銀受取相済申候。 己上。

一三 上田俊藏宛林勇藏書状（控）

一筆啓上仕候。秋冷相催候得共、益御壯健可被成御渡之旨、大悅至極奉存候。当方爰元者いづれも無別条消光仕候間、乍禪御安慮可被下候。当春は多人數差越、厚ク御世話ニ預リ、其上銘座之經御惠贈被仰付、痛入受納仕候。其後ハ打絶奉背本意候。此間は部坂嘉兵衛様御飛船を以、群鳥之穂木御所望ニ差立、時分後ニ嘸々御配慮之御事と、難御堪奉存候。此度宇佐宮（マ）寄付配札ニ被參候間、任幸便、乍序御聞見舞得御意度、如此御座候。其内天時御保愛專一之御義ニ申も誠ニ候。（マ）恐惶謹言。

万延元申

八月九日

林 勇藏

尚々、去春余分之痛苗ニ相成、当春分ハ痛無數、出来立ハ、去春裁は上之分六、七尺ニも相成、枝も数々付、当春裁も上之分ハ只今、四尺位ニも延上リ候分有之、御同慶ニ候。銘穂当御国方ニおゐても裁広之様子、漸頻ニ心配仕候間、御安慮可被下候。余ハ追々可得其意候。末筆乍慮外、御館中様方江宜様御鶴聲奉頼候。以上。

上田俊藏様

（福岡市西区野方三五九の六）